

原子力委員会 原子力防護専門部会
技術検討ワーキング・グループ（第5回）議事要旨

1. 日 時：平成19年6月8日（金） 10：00～12：00
2. 場 所：虎の門三井ビル 2階 原子力安全委員会 第1，2会議室
3. 出席者：
委員等：内藤、川上、衣笠、中込（敬称略）
事務局：文部科学省、経済産業省、国土交通省、内閣府
4. 議題
 - ①ガラス固化体等及びその取扱施設並びに輸送中のガラス固化体等への妨害破壊行為に対する防護について
 - ②妨害破壊行為に対する防護の基本的考え方について
5. 議事概要
 - ①ガラス固化体等及びその取扱施設並びに輸送中のガラス固化体等への妨害破壊行為に対する防護について
 - 事務局より関係資料について説明し、その後審議が行われた。主な意見の概要は以下のとおりである。
 - ・輸送容器については、海外からの輸送の場合でも、我が国の法令にも適合するように作製されている。
 - ・運搬責任者については、危険物船舶運送及び貯蔵規則において、放射性廃棄物、放射性物質等の盗取等による災害の防止のために必要な措置について知識及び経験を有する者でなければならないと規定されており、核物質防護を含め、適切な措置を講じる責任者となっている。
 - ②妨害破壊行為に対する防護の基本的考え方について
 - 事務局より関係資料について説明し、その後審議が行われた。主な意見の概要は以下のとおりである。
 - ・妨害破壊行為に対する防護の基本的考え方は、国際機関での検討状況を踏まえて、現状を整理したものである。
 - ・廃棄物埋設施設のうち地下施設に対する防護の解除時期は、防護の観点から検討した。実際の解除時期は、安全規制を考慮して規制当局が定めることとなる。

本日の技術検討ワーキング・グループの審議結果を資料に反映し、それを持って原子力防護専門部会へ報告することとなった。

以 上